全社高障福発第 12 号①
日本セルプ発第 30 号①
令和７年 ５ 月 28 日

会員社会就労センター長　各位

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会　長　叶　　義文
認定特定非営利活動法人日本セルプセンター
会　長　髙江　智和理
＜公印略＞

障害者優先調達推進法の啓発活動へのご協力について（お願い）

日頃より両会の事業推進にご協力を賜り深謝申しあげます。

さて、全国社会就労センター協議会および日本セルプセンターでは、都道府県や市区町村を始めとする官公庁等に対する「障害者優先調達推進法」の周知・啓発活動を通して、社会就労センターへの発注拡大、利用者の工賃・賃金向上に繋げるため、例年、障害者優先調達推進法の公布日である6月27日を「障害者優先調達推進法の日」、6月20日から7月20日までの1か月間を「障害者優先調達推進法月間」と定め、同法の周知・啓発活動に取り組んでおります。

障害のある方が安心した地域生活を送ることができる工賃・賃金を確保できるように、本年度も引き続き、同法の啓発活動を実施いたします。会員社会就労センターの皆様におかれましては、同封のポスター等をご活用いただき、同法の周知・啓発活動へのご協力をお願い申しあげます。

記

1. 令和7年度の障害者優先調達推進法の周知・啓発活動について

会員社会就労センターにおかれましては、自治体等に対する障害者優先調達推進法の周知・啓発活動へのご協力をお願いいたします。周知・啓発活動の際には、同封しているツール（下記参照）をご活用ください。

- 障害者優先調達推進法啓発ポスター
- 障害者優先調達推進法説明用リーフレット
  ※ リーフレット裏面下部の「お近くの共同受注窓口」欄に貴事業所の情報をご記入の上、自治体窓口等への訪問時の資料としてご利用ください。
- 障害者優先調達推進法解説動画
  ※ 全国社会就労センター協議会ホームページに掲載している解説動画（ダウンロード可）を説明用資料としてご利用ください。
  https://www.selp.or.jp/selp/demand/public/index.html

2. 備考

都道府県・指定都市の障害保健福祉部局等を含む官公庁等に対しても、同法のより一層の活用を依頼しておりますのでご承知おきください。

＜お問い合わせ先（事務局）＞
全国社会就労センター協議会　事務局〔担当：寺西、小倉、佐藤〕
〒100-8980　東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内
TEL：03-3581-6502／FAX：03-3581-2428／E-mail：selp@shakyo.or.jp
【セルプ協 HP】https://www.selp.or.jp/（※ポスター・パンフレット掲載あり）